

(案)

## 沖縄県立図書館図書等購入業務(装備含む)契約書

沖縄県立図書館 館長 又吉 剛(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、図書の売買に関し、次により契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙双方は、信義を重んじ本契約に定めるもののほか、別添仕様書に従い、これを履行しなければならない。

(単価)

第2条 この契約における図書等(図書装備含む。)の単価は、本体価格の〇〇%に消費税及び地方消費税を加えた金額とする。ただし、この図書の価格には付帯装備に伴う消耗品(甲より支給されるバーコードラベル及びICタグを除く。)その他の費用を含む。

2 前項で算出した単価に端数が生じた場合は、切り捨てとする。

(契約期間)

第3条 契約期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(見計らい図書)

第4条 乙は、甲が指定する図書等を見計らい図書として図書館に仮納入すること。ただし、特別な事情により仮納入が困難な場合はこの限りでない。

2 甲は、前項で仮納入された見計らい図書について購入を検討し、不採択となった場合は乙へ返却することができる。

(納入)

第5条 乙は、甲の注文する図書等を本契約第2条の単価でもって甲の指定する場所へ納入しなければならない。

2 乙は、甲の注文する図書等について、在庫が確認される資料については、付帯装備を施し、原則として発注日より30日以内にこれを納入しなければならない。

3 乙は、甲の注文する図書等について、品切れ等の理由により図書の納品が困難な場合は、速やかに理由等を付したリストを甲に送付するものとする。

4 乙は、出版社へ在庫確認中の図書については、出版社からの連絡が確認日より30日を超えた場合、再度状況確認をすること。その時点で入手困難な場合、前項と同様、速やかに甲へ通知するものとする。

(再委託等の禁止)

第6条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。

3 乙が第1項及び第2項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(納品検査)

第7条 乙は、図書を納入しようとするときは、規格、品質、数量について甲の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格と決定した場合は、乙において甲の指定する期限内にこれを良品と取替え、前項の規定に準じ再検査を受けなければならない。

3 前項の取替によって生じた損害は、すべて乙の負担とする。

(履行期限の延長)

第8条 乙は、その責めに帰することができない事由により、履行期限までに業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により、履行期限の延長を求めることができる。この場合における履行期限の延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、前項の延長期限までに業務を完了することができないと思われる場合は、遅滞なくその旨を甲に通知し、甲と協議しなければならない。

(履行遅滞)

第9条 契約担当者は契約の相手方が契約期間内にその義務を履行し終わらないため、期間の延長を求めたときは、支払い遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の利息を付した額を徴収して承認することができる。ただし、天災、地変その他契約の相手方の責によらないものについては、違約金は徴収しない。

(危険負担)

第10条 業務の処理に際して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲の負担とする。

(支払)

第11条 乙は、第7条に記載する検査に合格したときは、甲に対して、当該月の月末までの実績に基づき、業務の代金を請求することができる。

2 甲は、乙が提出した適法な請求書を受理した日から 30 日以内に当該業務の代金を支払わなければならない。

(契約保証金)

第 12 条 ※【この契約の契約保証金は、〇〇円とする。】又は【沖縄県財務規則第 101 条第 2 項第〇号により免除とする。】のどちらを記載します

(契約の解除)

第 13 条 甲又は乙いずれか一方がこの契約に違反した場合、相手方はこの契約の解除を行うことができるものとする。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 下請契約、資材又は原材料等の購入契約その他の契約をしようとする相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(不当介入に関する通報・報告)

第14条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

2 乙は、第6条により第三者に委任し、又は請負させたとき、当該第三者が暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否させ、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(疑義の決定等)

第15条 本契約に関し疑義等が生じたときは、甲乙協議のうえ定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 沖縄県那覇市泉崎1-20-1カフーナ旭橋 A 街区  
氏 名 沖縄県立図書館  
館長 又吉 剛

乙 住 所  
氏 名